

○大阪府附属機関条例（抜粋）

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

〔附属機関に関する条例〕をここに公布する。

大阪府附属機関条例

(昭六〇条例一三・改称)

(設置)

第一条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、府が設置する執行機関の附属機関は、次のとおりとする。

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
略	略
大阪府特別職報酬等審議会	府議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額についての調査審議に関する事務
略	略

(委任)

第二条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員その他構成員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(昭五七条例一二・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

○大阪府特別職報酬等審議会規則

昭和四十三年一月二十七日

大阪府規則第三号

大阪府特別職報酬等審議会規則をここに公布する。

大阪府特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。)第二条の規定に基づき、大阪府特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇規則一一・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、条例第一条に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、府の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験のある者及び府民のうちから知事が任命する。

(昭四九規則七六・昭五六規則一七・昭六三規則一一・一部改正)

(任期)

第三条の二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭四九規則七六・追加)

(会長)

第四条 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額一万七百元とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(昭四三規則三一・昭四七規則九二・昭五一規則一七・昭五二規則四二・昭五四規則五九・昭五六規則一七・昭六〇規則一一・昭六三規則一一・平三規則四七・平四規則一一・一部改正)

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(昭六〇規則一一・昭六〇規則七三・平三規則四七・平一一規則一一・平一八規則一七・平二〇規則六九・一部改正)

(支給方法)

第八条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(昭六〇規則一一・平一九規則二六・一部改正)

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、総務部において行う。

(昭五三規則二一・昭六〇規則一一・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。